

令和元年度実施 福島市職員採用試験（第1期）

受 験 案 内

福島市役所総務部人事課

受付期間	令和元年5月20日（月）～ 令和元年6月7日（金）
第1次試験日	令和元年6月23日（日）・6月24日（月） ※6月24日は、保育士のみ対象です。

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容等の一例

	職種	採用予定人員	職務内容等の一例（本庁または出先機関）
大学 卒 程 度	一般行政	30名程度	一般行政事務の業務
	一般行政（福祉）	5名程度	社会福祉等に関する業務
	土 木	10名程度	土木工事等の設計、施工管理、道路や河川、上下水道、公園の維持管理、都市計画等の業務
	建 築	2名程度	建築工事等の設計、施工管理、公共施設の維持管理、建築物への指導等の業務
	化 学	1名程度	環境保全、廃棄物対策、水質管理等の業務
	農芸化学	2名程度	市保健所における食品衛生・環境衛生に関する監視・指導業務、食の安全対策、理化学・微生物検査等の業務
	獣医師	2名程度	市保健所における動物愛護、動物取扱業の監視・指導等の業務
	薬剤師	1名程度	市保健所における医療・薬事、食品衛生に関する監視・指導業務、理化学・微生物検査等の業務
短大 卒 程 度	保健師	4名程度	本庁等における保健指導等の業務
	保育士	7名程度	保育所等における保育又は幼児教育支援等の業務

2 受験資格

●一般行政・化学

平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません）

●一般行政（福祉）

平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません）で、社会福祉主事の任用資格を有する方又は令和2年3月末日までに社会福祉主事の任用資格を取得する見込の方

※社会福祉主事の任用資格を有するには、次のいずれかを満たすことを要します。

- ①学校教育法に基づく大学において、社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業すること。
- ②社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。
- ③社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

※社会福祉主事任用資格の有無に関しては、必ず大学等の資格取得機関又は厚生労働省のホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。

●土木 … 下記の（1）又は（2）のいずれかに該当すれば受験が可能です。

（1）	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません）
（2）	昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する方

●建築 … 下記の（１）又は（２）のいずれかに該当すれば受験が可能です。

(1)	平成元年４月２日から平成１０年４月１日までに生まれた方で、学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校又はこれに相当すると認められる学校等において職種に必要な専門課程を修めて卒業した方若しくは令和２年３月末日までに卒業見込の方
(2)	昭和５４年４月２日から平成元年４月１日までに生まれた方で、一級建築士又は二級建築士の資格を有する方

●農芸化学

<p>昭和５４年４月２日から平成１０年４月１日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成２７年４月１日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において所定の課程を修めて卒業した方又は令和２年３月末日までに卒業見込の方</p> <p>②大学において、農芸化学、畜産学又は水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した方又は令和２年３月末日までに卒業見込の方（※）</p>
--

※農芸化学②に該当する方は、以下に示した各課程のうち、所定の科目の単位を必要数以上取得（見込含む）して卒業（見込含む）した方です。

農芸化学②に該当する科目一覧

課程 (必要取得 科目数)	農芸化学(8科目以上)	畜産学(11科目以上)	水産学(6科目以上)
所定の科目	(1) 土壌学	(1) 家畜育種学	(1) 水産資源学
	(2) 植物栄養学	(2) 家畜品種学	(2) 漁業学
	(3) 生物化学	(3) 家畜繁殖学	(3) 水産増殖学
	(4) 応用微生物学	(4) 家畜栄養学	(4) 水産物利用学
	(5) 栄養化学	(5) 飼料学	(5) 水産生物学
	(6) 食品化学	(6) 家畜管理学	(6) 水族環境学
	(7) 農産物利用学	(7) 家畜解剖学又は組織学	(7) 水産生物化学
	(8) 畜産物利用学、水産物利用学又は 林産物利用学	(8) 家畜生理学又は生化学	
	(9) 農薬化学	(9) 畜産物利用学	
	(10) 生物有機化学	(10) 草地利用学	
		(11) 家畜衛生学	
		(12) 畜産学汎論	
		(13) 畜産経営論	

●獣医師・薬剤師・保健師・保育士

獣医師	昭和４９年４月２日以降に生まれた方で、獣医師の免許を有する方又は令和元年度に実施される国家試験に合格し獣医師の免許を取得する見込の方
薬剤師	昭和５４年４月２日以降に生まれた方で、薬剤師の免許を有する方又は令和元年度に実施される国家試験に合格し薬剤師の免許を取得する見込の方
保健師	平成元年４月２日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方又は令和元年度に実施される国家試験に合格し保健師の免許を取得する見込の方
保育士	平成元年４月２日以降に生まれた方で、次のいずれにも該当する方 ・保育士の資格を有すること又は令和２年３月末日までに取得する見込みであること ・幼稚園教諭普通免許状を有すること又は令和２年３月末日までに取得する見込みであること ※採用後、幼稚園・認定こども園に配属されることもあります。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。（欠格事項）

- (1) 日本国籍を有しない者（保健師を除く。）
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮^{きんこ}以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の期日及び会場

(1) 第1次試験

種類	期日	場所	日程	合格発表
筆記試験	令和元年 6月23日(日)	福島市立福島第四中学校 (福島市南平5-8) ※市内循環バス「福高前」 下車徒歩約10分	午前8時20分 集合	令和元年7月中旬頃に、福島市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には直接通知します。
実技試験 (保育士のみ)	令和元年 6月24日(月)	福島市市民会館 (福島市霞町1-52) ※市内循環バス「附属小前」 下車徒歩約1分	6月23日 筆記試験において お知らせします。	

※終了予定時間 ・ 獣医師、薬剤師受験者：午後0時15分頃
 ・ 一般行政（福祉）、保健師、保育士受験者：午後2時45分頃
 ・ 上記以外：午後3時30分頃

※第1次試験結果の閲覧について

試験の不合格者については、本人の総合順位および得点を閲覧することができます。

閲覧時期は合格発表の1週間後から1カ月間を予定しています。

閲覧を希望する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、学生証等公的身分証明書）を持参の上、福島市総務部人事課（本庁舎4階）までお越しください。
 詳細は福島市ホームページへ掲載します。

(2) 第2次試験

期日、場所等は第1次試験合格者に直接通知します。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験（筆記試験等）

一般行政・一般行政（福祉）・土木・建築・化学・農芸化学・獣医師・薬剤師は大学卒業程度の試験とし、下表の内容で実施します。

獣医師・薬剤師は教養試験（大学卒程度）、論文試験のみとなります。

保健師・保育士は短大卒業程度の試験とし、下表の内容で実施します。

試験種目	試験職種	出題分野
教養試験	共通	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する一般知能等について出題します。
論文試験 (作文)		職員として必要な論理性、表現力等について論文試験を行います。 ※保健師、保育士は作文試験となります。
専門試験	一般行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係から出題します。
	一般行政 (福祉)	社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論及び心理学概論から出題します。
	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）及び材料・施工から出題します。
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む）、建築設備及び建築施工から出題します。
	化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学から出題します。
	農芸化学	一般化学、分析化学、有機化学、生物化学、土壌学、植物栄養学、食品化学、応用微生物学から出題します。
	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論について出題します。
	保育士	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む）について出題します。
実技試験	保育士	必要な表現力について次の試験を行います。 ①ピアノと歌唱 課題曲1「どんぐりころころ」（作詞：青木存義、作曲：梁田貞） 課題曲2「いぬのおまわりさん」（作詞：さとうよしみ、作曲：大中恩） ・どちらかを選び、ピアノで伴奏しながら歌唱していただきます。 ・楽譜の使用は、会場に備えた楽譜もしくは持参した楽譜とします。 ・コードを使用しての伴奏、移調も可とします。 ・前奏、間奏、後奏をつけても可とします。 ②読み聞かせ 当日指定する絵本の読み聞かせをしていただきます。 ・導入の手遊び等は不要です。

※論文、作文試験は第1次試験で実施しますが、評価は第2次試験で行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、次により実施します。

- ① 口述試験 主として人物について、個別面接および集団面接による試験を行います。
- ② 適性検査 職務遂行上必要な適性について検査を行います。

(3) 資格調査

第1次試験の合格者について、受験資格及び申込書類等の記載事項、その他について調査します。

5 受験手続及び受付

受験の申し込みは、原則インターネットによる申し込みとします。

インターネット利用環境が整っていない方は、5月31日(金)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)に、福島市総務部人事課(024-525-3703)までお問い合わせください。

申込方法	<p>①福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用のページ「インターネットによる職員採用試験の受験申し込み」から「福島市 かんたん申請・申込システム」にアクセスし、利用者登録を行ってください。 仮登録後、入力したメールアドレス宛に本登録のための通知が送信されます。 指定されたアドレスにアクセスすると登録完了となります。 ※①の利用者登録だけでは試験申込完了とはなりません。必ず②の申し込みを行ってください。</p> <p>②「インターネットによる職員採用試験の受験申し込み」から「福島市 かんたん申請・申込システム」に再度アクセスし、「令和元年度実施福島市職員採用試験(第1期)申込」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。</p> <p>※申込データを送信すると受付番号が付与されますが、これは受験番号ではありません。 受験番号については、下記「受験票の作成」をご覧ください。 ※申込データ送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが即時送信されます。 ※申込完了後の、取り下げについては、直接人事課へご連絡ください。 ※申込内容に不備がないかよくご確認ください。不備がある場合、受験できない場合があります。 ※お問い合わせ：福島市役所総務部人事課(024-525-3703)</p>
受付期間	<p>令和元年5月20日(月)午前8時30分~令和元年6月7日(金)午後5時</p> <p>※受付期間内に正常に到達したものを有効な申し込みとします。通信機器障害等によりシステムが停止した場合でも同様ですので、十分余裕をもってお申し込みしてください。</p>
受験票の作成	<p>①申込受付期間終了後、6月12日(水)から6月14日(金)までに、登録したメールアドレスに審査完了のメールが送信されますので、福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用のページにアクセスし、受験票をダウンロードしてください。</p> <p>②ダウンロードした受験票をA4の白厚紙で印刷し、点線に沿って切り取ったうえで、福島市ホームページの上記①職員採用のページ>受験番号一覧表で必ず受験番号を確認し、所定の事項を記入して写真を貼り、試験当日に持参してください。</p>

※福島市職員採用のホームページアドレス <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/shise/shokuin/saiyo/index.html>

6 受験の際の注意事項

<p>第1次試験 当日に持参 するもの等</p>	<p>●6月23日（日） ①受験票（最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真を所定の欄に貼ってください） ②HBの鉛筆、消ゴム、鉛筆削り ③昼食 ※獣医師、薬剤師受験者は不要 ④上履き、下履きを入れる袋等</p> <p>●6月24日（月）※保育士のみ ピアノ伴奏や絵本の読み聞かせのしやすい服装でお越しください。</p>
<p>その他</p>	<p>①受験票を忘れた場合や、受験票に写真が貼られていない場合には受験できませんのでご注意ください。 ②受験票は筆記試験会場にて回収しますので、必ず写しをとるか、受験番号を控えるなどしておいてください。 ③申し込み後の受験職種の変更は認められません。 ④試験会場は敷地内禁煙です。 ⑤車イス等の使用の必要がある場合には、事前にご相談ください。</p>

7 合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、令和2年4月1日以後欠員等の状況により採用となりますので、名簿登載者全員が採用されるとは限りません。（採用候補者名簿の有効期間は1年間です。）

ただし、欠員等の状況により、本人の意向を確認の上、前倒しで採用される場合があります。

受験資格として必要な資格免許を取得できなかった場合や、受験資格として必要な課程を修めて卒業できなかった場合には採用されません。

8 給与

初任給は下表のとおりです。

ほかに福島市給与条例の定めるところにより諸手当が支給されます。

保健師、保育士、薬剤師は給料の調整額を含みます。

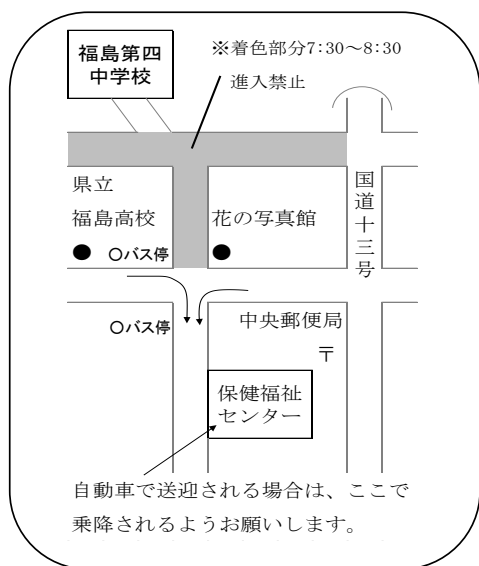
獣医師は初任給調整手当及び給料の調整額を含みます。

なお、職務経験を有する者については、【参考例】のとおりその経験によって給料が増額調整される場合もあります。（平成31年4月1日現在）

職種	新卒者の初任給	【参考例】 職務経験年数を8年 有する場合の初任給
一般行政 一般行政（福祉） 土木 建築 化学 農芸化学	191,600円	22万7千円程度
獣医師	254,800円	27万7千円程度
薬剤師	198,500円（4年制大卒） 219,800円（6年制大卒）	23万円程度 24万2千円程度
保健師	190,100円	22万7千円程度
保育士	172,500円	21万8千円程度

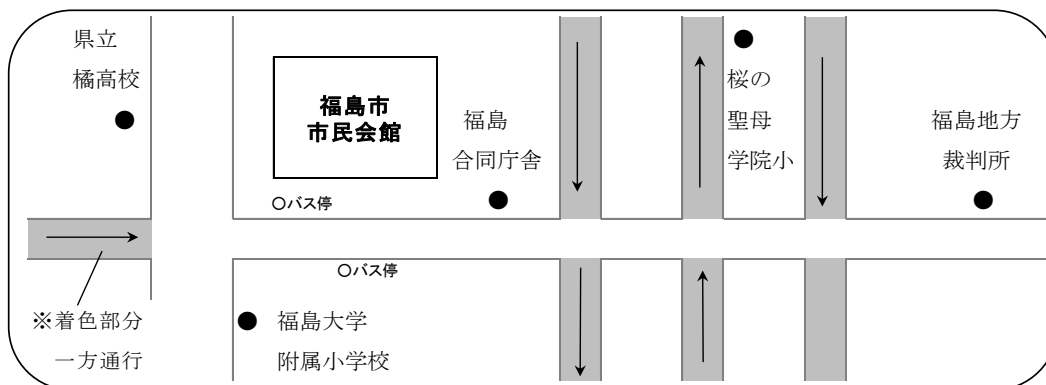
9 その他

●筆記試験会場（6月23日）



市内循環バス「福高前」下車徒歩約10分

●保育士 実技試験会場（6月24日）



市内循環バス「附属小前」下車徒歩約1分

※自家用車（バイク含む）での試験会場への来場は、ご遠慮ください。

問い合わせ先

福島市役所総務部人事課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-535-1111（代表） 内線（2122）

TEL 024-525-3703（直通）